

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年9月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年9月20日（水）午前9時 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

教育部 吉田参事 教育総務課 岡本課長、板橋主査

3 件名

教育委員会組織の見直しについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・見直しにあたっての基本的な考え方に、新たな事務事業の増により必要となる場合以外は、職員数の増加とならないよう配慮するとあるが、事務事業の増が見込まれるものはあるのか。
 ⇒新たな教育指導要領への対応などについては、事務量の増を想定するものではない。不登校やいじめ対策などの取り組みが求められており、その部分については事務量が増えるものと考えている。

・指導課や学務課の課長職は学校籍が希望か？
 ⇒学校籍が望ましい。

・文化班が生涯学習課に移行することにより、文化センターと文化班の連携をどう考えるか。
 ⇒文化行政は生涯学習の一環である。また文化団体、社会教育団体、スポーツ団体を同じ課で扱うことにより、統一的な対応が可能となる。生涯学習課と文化センターは緊密な連携を保っていきたい。

・生涯学習課の業務が過多にならないか。
 ⇒生涯学習課はイベント業務が多いなどの特徴がある。組織見直しと併せて事業のスリム化を図りたい。

・文化センターのアウトソーシングは。
 ⇒管理班が施設の維持管理を担うこととなるが、アウトソーシングを進めて、業務の軽減を図っていく。

・組織と人事は別に考える必要がある。人員については現状維持が望ましいが、人件費の総枠で考えていかなければならない。詳細は総務課と調整すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

別 記

第 1 号様式その 1（第 4 条第 4 項関係）

平成 2 9 年 9 月 8 日

付議書（行政経営戦略会議）

部 課 名（教育部教育総務課）

1 件名

教育委員会組織の見直しについて

2 目的

効率的・効果的な組織体制を構築し、教育委員会の活性化と組織力の向上を図るとともに、持続可能な行政運営が行える組織とし、限られた職員数で新たな教育行政の需要にも的確に対応する。

3 効果

組織の効率化と組織力の向上及び教育委員会の活性化を図ることにより、組織を肥大化することなく、新たな教育行政の需要にも的確に対応する。また事務負担の軽減・均等化を図るとともに、併せて市民等に分かりやすい組織とする。

4 現状と課題

教育委員会は平成 1 7 年度に現在の 4 課体制となったが、その後大きな変更がなされていないことから、課及び班間での連携不足や業務の不均衡、業務が複雑になるなどの問題が生じ、組織力の低下が懸念される。

5 対応

次のとおり組織を見直す。

（ 1 ） 3 0 年 度

- ①学校教育課を「学務課」及び「指導課」に分割する。
- ②教育センター室を廃室し、業務を指導課で引き継ぐ。
- ③文化課を廃し、生涯学習課に文化班を設け、文化財及び文化振興事務を行う。
- ④文化センターを部に所属する教育機関とする。
また文化センター内に管理班を新たに設ける。
- ⑤その他各課の事務分掌の見直しを行う。

教育委員会組織の見直しについて

1 見直しの目的

行政組織の見直しについては、これまでも事務分掌の見直しなど課単位で毎年度行ってきたところですが、教育行政については、総合教育会議の設置や新たな教育委員会制度への対応を図るとともに、学力の向上に向けた取り組みや次期学習指導要領への対応などにより、きめ細やかで魅力ある学校教育のさらなる拡充のほか、所管する教育関係施設の的確な管理と老朽化への対応、多様化する社会教育・生涯学習ニーズへの対応、未来への文化の継承などが求められている。

これらの状況から、限られた職員数で的確に行政課題に対応するには、教育委員会組織を横断的に見直すことにより、より効率的・効果的な実施体制を構築し、教育委員会の活性化を図るとともに、将来を見据えた持続可能な行政運営が行える組織とし、組織力の向上を図るものである。

2 見直しにあたっての基本的な考え方

今回の組織の見直しにあたっては、新たな事務事業の増により必要となる場合以外は、現行の課・班等が肥大化しないこと、及び職員数の増加とならないよう配慮するものとする。なお、職員の配置については、事務事業量の変更に伴い適正に配置し直すものとする。

また、事務事業の効率化・統一化（一元管理）、課・班・職員の連携の強化、職員の事務負担の軽減・均等化、市民サービスの向上、市民等に分かりやすい組織を目指すものとする。

3 検討課題等

(1) 教育総務課

①教育委員会の総合調整部門としての役割の強化を図る必要がある。（計画・財務関係など）

②次の事務を教育総務課で行っており、学校教育課業務との整理が必要となっている。

・教育用バスの運営事務

・小中学校を運営に要する事務経費の管理

報償費（講師謝礼品、謝礼品、記念品）、消耗品、食糧費、印刷製本費、切手代、車借上料、楽器運搬委託、研修負担金、小中学校の教材用図書及び教材用備品

③各教育施設の管理が各課対応となっており、専門性を有する職員が管理していないことから非効率となっている。

関係課等：教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課

(2) 学校教育課

①学力の向上や特色ある学校づくりに向けた支援の強化、及び次期学習指導要領の完全実施に向けた事前準備と実施後のさらなる指導・支援体制などの拡充が必要となっている。

②次の事務が学務班と指導班の事務で複雑となっており整理が必要となっている。

- ・ 補助教員配置に関する事務（採用は指導班、賃金管理は学務班）
 - ・ 通学路安全対策の事務（通学路に関することは本来指導班の事務だが、学務班が行っている。）
 - ・ 教職員の服務等に関する事務（本来は学務班の事務だが、指導班が支援している。）
- ③ 次の事務などが教育センター室と指導班で業務の一部が複雑となっており、整理と更なる連携が必要となっている。
- ・ 初任者研修の指導教員の配置は指導班だが、研修内容は教育センター室で管理している。
 - ・ 教科指導の分担が明確でない。（年度によって変更する。）
 - ・ 不登校児等の初期対応は指導班だが、継続した場合は教育センター室となっている。
- ④ 多様化・複雑化するいじめや不登校などへの対応の強化を図るため、新たな役割の付加など、教育相談室及びヤングハートしろいの拡充が必要となっている。
- ⑤ 学校給食共同調理場と桜台小中学校給食の事務が分かれており、非効率となっている。

また、桜台小中学校の給食費が学校管理の会計となっており、学校の事務負担の軽減や給食費の適正な管理のため、市会計とする必要がある。

関係課等：学校教育課、教育センター室、学校給食共同調理場

（３）生涯学習課

- ① 生涯学習と文化施策の連携が十分ではなく、社会教育の一貫性・統一性が希薄である。

関係課等：生涯学習課、文化課

（４）文化課

- ① 文化課と文化センターの関係が分かりにくい。
- ② 文化行政については、平日対応できない日があるなど、市民サービスに支障をきたしている。

関係課等：文化課、文化センター

４ 検討結果

（１）教育総務課

- ① 総務班 → 事務分掌に「計画調整に関する事務」を加える。 * 30年度
- ② 総務班 → バス運営に要する経費 * 変更なし
- ③ 施設班 → 小中学校を運営するための事務経費を学務班（学務課）に移管 * 30年度
- 報償費（講師謝礼品、謝礼品、記念品）、消耗品、食糧費、印刷製本費、切手代、車借上料、楽器運搬委託、研修負担金
- 小中学校の教材用図書及び教材用備品を指導班（指導課）に移管 * 30年度
- 各教育関係施設の施設管理の一元化（段階的に実施） * 30年度

検討のポイント

- ・教育委員会の活性化や教育大綱、教育振興基本計画の策定・執行管理などを行う必要があることから、委員会全体の総合調整を図るよう、事務分掌に「計画調整に関する事務」を加え、職員の意識改革などを図る。
- ・教育用バスについては、学校行事のほか、社会教育やPTA行事などにも使用することから、全般的な管理とするため現行のとおりとする。
- ・学校関連業務の役割を明確にし、効率化を図るため、学校施設の管理については「教育総務課・施設班」、学校の運営については「学務課・学務班」、学校の指導については、「指導課・指導班」とする。
- ・教育関係施設を一元管理（日常の維持管理・修繕を除く）については、限られた人員の中、専門職について、現在の学校給食センター建設準備室の技師を平成30年度より施設班に併任するなどの強化をし、段階的に進めて行くこととする。
- ・学校給食センター建設準備室は、新給食センターの稼働に合わせ平成30年度に廃室し、これまでの関係事務は、新給食センターに引き継ぐものとする。

課題

- ・教育施設の一元管理（日常の維持管理・修繕を除く）は、他の課の職員の事務軽減が図れる一方、事務量に応じた職員数とする必要がある。
平成30年度から作成する各施設の修繕計画、長寿命化計画などを勘案し、専門職の確保などの検討もしながら推進する必要がある。

(2) 学校教育課

- ①学校教育課 → 「学務課」及び「指導課」の設置 * 30年度
- ②学校教育課 → 教育総務課施設班の一部事務を「学務課」及び「指導課」に移管 * 30年度
- ③教育センター室 → 廃室し、業務を「指導課」に移管 * 30年度
- ④学校給食共同調理場 → 管理班を給食班とする。 * 31年度
- 食育の一元的推進 * 31年度
- 桜台小中学校調理場の事務の一元化 * 31年度
- 桜台小中学校の給食費を市会計へ * 32年度

検討のポイント

- ・学力の向上や特色ある学校づくりに向けた支援の強化、及び次期学習指導要領への対応及び学校教育の拡充などを図るとともに、事務の効率化等を図るため、現行の課を「学務課」と「指導課」に分割する。

- ・教育センター室を廃室し、その業務を整理のうえ「指導課」で行うこととする。
- ・いじめや不登校対策を充実するため、引き続き指導課に教育相談室を設けて相談しやすい体制を確保するとともに、新制度（教育機会確保法の施行）への対応を含めヤングハートしろいの拡充を図る。
- ・事務事業の効率化・統一化を図るため、教育総務課施設班で所管していた学校運営経費と学校指導経費を学務課と指導課に移管する。
- ・学校給食共同調理場については、新給食センターが稼働する平成31年度から現在指導班に配置している栄養士を共同調理場に配置し、給食センター所属の栄養士と共同して食育に関する業務を統一して行うとともに、アレルギー対応食への対応などの強化を図る。
- ・学校給食関係の事務事業を効率的・統一的に行うため、平成31年度予算から学校給食共同調理場の給食会計を特別会計から一般会計に移動し（特別会計の廃止）、併せて桜台小中学校調理場の維持管理事務については、新給食センターで一元管理する。
- ・桜台小中学校の給食費を市会計で扱うことについては、平成31年度から新給食センターで給食業務を一元的に行うことから、新給食センターにおいて準備を進め平成32年度から実施する。
- ・新給食センターにおいては、学校給食事務や食育事業等を総合的に行うことから班の名称を「管理班」から「給食班」に改める。

課題

- ・学校教育課を「学務課」と「指導課」に分けるに当たっては、双方の事務を整理し、事務事業量に応じた適正な人員配置が必要となる。
- ・新給食センターについては、相当の事務量の増加が見込まれるため、当初は適切な人員配置が必要となる。

(3) 生涯学習課

- ①生涯学習課（社会教育班、スポーツ振興班） → 文化課から文化班を所管替えし、3班体制に
（社会教育班、スポーツ振興班、文化班）
*30年度

検討のポイント

- ・社会教育としての生涯学習の充実・スポーツ及び文化芸術の振興などを総合的に行うため、平成30年度から生涯学習課内に文化班を設け、文化財及び文化振興事務などを行う。
- ・移管される事務
文化財の調査研究及び保護に関すること。
文化財の指定及び管理に関すること。
芸術文化の振興及び事業に関すること。

文化団体に関すること。
市史編さんに関すること。

課題

- ・施設運営を中心とした社会教育事業を行う文化センターと十分協調しながら事業を行う必要がある。

(4) 文化課

- ①文化課 → 文化課を廃し、文化班を生涯学習課に所管替え *30年度
- ②文化センター → 部に所属する教育機関とする。
→ 文化センターの施設管理や庶務等を行う「管理班」を設置 *30年度

検討のポイント

- ・文化課を廃し、所管の文化班の一部の業務は、社会教育としての一体的な振興の観点から生涯学習課に所管替えし、文化財関係事務の市民サービスの向上を図る。
- ・文化センターは、文化会館、郷土資料館、プラネタリウム館及び図書館からなる複合施設で、それぞれに特色ある運営・幾多の事業を行っており、センター全体の運営規模から部所管の教育機関とする。
- ・文化センターの施設管理を総括して行うとともに、センターの庶務的な事務処理を行う「管理班」を設置する。

課題

- ・文化センターに新たに設置する管理班は、現行の2～3名体制とするが、施設管理できる専門職員がないことから、民間委託の拡大などを検討し、業務の軽減を図る。

5 まとめ

(1) 課・班等の体制

教育部の組織は、以下のとおりとする。

なお、職員配置については、今後、事務分掌を整理のうえ事務事業量に応じた配置とするよう調整する。

H29年度（現在）	H30年度	H31年度以降
<p>《4課》</p> <p>*教育総務課 総務班 施設班 学校給食センター 建設準備室</p> <p>*学校教育課 学務班 指導班 教育センター室 学校給食共同調理場 管理班</p> <p>*生涯学習課 社会教育班 スポーツ振興班 学習等共用施設 (指定管理)</p> <p>*文化課 文化班 文化センター 会館班 図書館班 郷土・プラネタリウム班</p>	<p>《4課・1教育機関》</p> <p>*教育総務課 総務班 施設班 学校給食センター 建設準備室</p> <p>*学務課 学務班</p> <p>*指導課 指導班 (教育センター室を 廃室) 学校給食共同調理場 管理班</p> <p>*生涯学習課 社会教育班 スポーツ振興班 文化班（所管替え） 学習等共用施設 (指定管理)</p> <p>(文化課を廃し・文化班を 所管替え)</p> <p>*文化センター（部所属に） 管理班（新設） 会館班 図書館班 郷土・プラネタリウム班</p>	<p>《4課・1教育機関》</p> <p>*教育総務課 総務班 施設班 (学校給食センター 建設準備室を廃室)</p> <p>*学務課 学務班</p> <p>*指導課 指導班 学校給食共同調理場 給食班（名称変更）</p> <p>*生涯学習課 社会教育班 スポーツ振興班 文化班 学習等共用施設 (指定管理)</p> <p>*文化センター 管理班 会館班 図書館班 郷土・プラネタリウム班</p>

6 他市の状況

市名	課 等	小	中	教育部内の課の名称
袖ヶ浦市 (部制)	4 課	7	5	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、 体育振興課
四街道市 (部制)	5 課 2 教育機関	1 2	5	教育総務課、学務課、指導課、社会教 育課、スポーツ振興課 図書館、青少年育成センター
印西市 (部制)	5 課	2 0	9	教育総務課、学務課、指導課、生涯学 習課、スポーツ振興課
我孫子市 (部制)	2 部 5 課 3 教育機関	1 3	6	教育総務部 総務課、学校教育課、指導課 生涯学習部 生涯学習課、文化・スポーツ課 図書館、鳥の博物館、教育研究所
成田市 (部制)	2 部 7 課 3 教育機関	2 5	1 0	教育部 教育総務課、学校施設課、学務課、 教育指導課、生涯学習課 学校給食センター、公民館、図書館 シティープロモーション部 スポーツ振興課、文化国際課 *シティープロモーション部は、市長 部局、その他観光プロモーション課有
鎌ヶ谷市 (部制)	4 課 1 会館	9	6	教育総務課、学校教育課、生涯学習推 進課、文化・スポーツ課 市民会館
八街市 (事務局制)	4 課	1 0	5	教育総務課、学校教育課、社会教育課、 スポーツ振興課
富里市 (事務局制)	3 課 1 教育機関	8	3	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、 図書館

*小は小学校の数、中は中学校の数

*課に所属する教育機関は省略しています。

7 今後のスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
部内主任 会議	報告	・事務分掌の精査							
部内部課 長会議	・組織案の検討				・人事ヒア				
総務課		・調整							
経営戦略 会議			付議						
教育委員 会会議			付議 (協議)		付議		付議 (規則 改正)		
議会					説明	提出 (条例)			